備考　「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年３月31日経済産業省告示第66号）の別表第６に規定する区分（１Ａから６Ｂまで）のいずれかを記入すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百九号）の施行に伴い、並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第二項及び第三十七条並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項、第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「通知」の下に「及び公表」を加え、同条に次の一項を加える。

２　法第四条第二項の規定による公表は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を平面図に明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第三条中「第六条第四項」を「第七条第四項」に改める。

第四条第一項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改める。

第五条中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改める。

第六条中「第八条第四項」を「第九条第四項」に改める。

第七条第一項中「第八条第五項」を「第九条第五項」に改める。

第八条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第九条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第十条中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第十一条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第十二条中「第十六条第一項ただし書」を「第十七条第一項ただし書」に改める。

第十三条本文中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第十四条中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十五条中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十六条中「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第十七条中「第十九条」を「第二十条」に改める。

第十八条中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十九条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第四条第三項の規定により必要な報告を求めること。

二　法第二十九条の規定による緊急調査を実施すること。

三　法第三十条の規定により立ち入り、又は一時使用すること。

四　法第三十一条の規定により通知し、及び必要な措置をとること。

五　法第三十二条の規定により必要な助言をすること。

別記様式第二中「第９条第１項」を「第10条第１項」に改める。

別記様式第三中「第13条第１項」を「第14条第１項」に改める。

別記様式第四中「第17条第１項」を「第18条第１項」に改める。

別記様式第五中「第９条第１項」を「第10条第１項」に改める。

別記様式第六中「第19条」を「第20条」に改める。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第二条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十七号中「よる」の下に「基礎調査の結果の報告、」を、「実施」の下に「及び避難のための立退きの指示等の解除に関する助言」を加える。

第八十九条第一項第七号中「よる」の下に「基礎調査の結果の報告、」を、「実施」の下に「及び避難のための立退きの指示等の解除に関する助言」を加える。

別表第一事務の欄中「法律の規定による」の下に「基礎調査の結果の報告、」を、「緊急調査の実施」の下に「及び避難のための立退きの指示等の解除に関する助言」を加える。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第三条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の二中「よる」の下に「基礎調査の結果の報告、」を、「実施」の下に「及び避難のための立退きの指示等の解除に関する助言」を加える。

第四十七条第七号中「よる」の下に「基礎調査の結果の報告、」を、「実施」の下に「及び避難のための立退きの指示等の解除に関する助言」を加える。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の三第二号、第十六条の四の七第二号及び第十九条の二の六第二号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

（水防法施行規則の一部改正）

第五条　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第三項」を「第八条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則別記様式第二から別記様式第六までの様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。